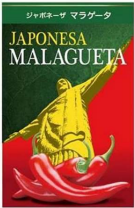


(無断転載禁止)

審判番号	本件商標	類	結論	適用条文と要旨
不服2023-020203		29,30	Z (拒絶)	商標法4条1項7号
<審決要旨> 本願商標について、一私人に対して登録を認め、独占的な使用を許すことは、リオデジャネイロの住民を中心にブラジル国民の感情を害し、我が国とブラジルとの友好関係にも好ましくない影響を及ぼしかねないものであり、国際信義に反し、両国の公益を損なうおそれが高いものといわざるを得ない。 (1) 本願商標は、ブラジル・リオデジャネイロの「コルコバードのキリスト像」と認識される図形を、出所識別標識として強く支配的な印象を与える態様で構成中に有するものである。 (2) なお、「ジャポネーザ マラゲータ」、「JAPONESA」及び「MALAGUETA (唐辛子)」文字部分は、その指定商品との関係において、自他商品の識別標識としての機能を有しないか、又は、その機能が極めて弱いものといえる。 (3) そうすると、当該「コルコバードのキリスト像」と認識される図形を、出所識別標識として強く支配的な印象を与える態様で構成中に有する本願商標について、一私人に対して登録を認め、独占的な使用を許すことは、リオデジャネイロの住民を中心とするブラジル国民の感情を害し、我が国とブラジルとの友好関係にも好ましくない影響を及ぼしかねないものであり、国際信義に反し、両国の公益を損なうおそれが高いものといわざるを得ない。				
審判番号	本件商標	類	結論	適用条文と要旨
無効2023-890072	天真正自源流	41	Y (無効不成立)	商標法4条1項7号 (3条1項3号、4条1項10号、15号、19号には何れも該当しない。)
第41類「芸芸・スポーツ又は知識の教授、セミナーの企画・運営又は開催、」その他				
<審決要旨> 請求人は、自ら速やかに本件商標の出願することが可能であったにも拘わらず、当該出願を怠っており、加えて、被請求人が請求人の活動を阻害し、請求人に対して交渉等における有利な地位を確保しようとするなどを裏付ける事実は見いだせないから、公序良俗に反するとはいえない。 (1) 先願主義を採用している日本の商標法の制度趣旨などからすれば、商標法第4条第1項第7号の「公の秩序又は善良の風俗を害するおそれ」を私的領域にまで拡大解釈することによって商標登録出願を排除することは、商標登録の適格性に関する予測可能性及び法的安定性を著しく損なうことになるので、特段に事情のある例外的な場合を除くほか、許されないというべきである (2) 「天真正自源流」の文字は、「開祖・瀬戸口備前守政基によって永正5年に創始確立された居合術・剣術・長刀術・槍術を網羅する総合武術」であり、請求人の主張のとおり、旧一般社団法人天真正自源流は、令和3年に解散したが、本件の商標登録出願日は、令和4年2月22日である。そうすると、請求人は、充分に出願の機会があったがこれを怠ったものといえる。 (3) その他、本件商標が公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがある商標と認めるに足る証拠もないから、公益に反する事情に該当するものということとはできない。				
審判番号	本願商標	類	結論	適用条文と要旨
無効2021-890031 令和5年(行ケ)第10067号	5252byO!Oi	9,18,25	Z (拒絶)	商標法4条1項11号〔引用商標〕 

<審決要旨> 本件商標中「5252」の数字は識別力がなく、また「by」は、「商品や役務の出所が〇〇」であることを示すから、「by」の後に配された「O!Oi」の部分は、出所識別標識として強く支配的な印象を与え、この部分を要部として抽出し、他人の商標と比較して商標の類否を判断することが許されるというべきである。そうすると、「O!Oi」と引用商標「OIOI」とは、類似の商標である。

(1) 「商品や役務の出所が〇〇」であることを示すものとして「by 〇〇」との用法が広く用いられ、親しまれていることからすると、「by」の後に配された「O!Oi」の部分は、本件商標の構成の中でも、出所識別標識として強く支配的な印象を与えるというべきである。

(2) そうすると、本件商標の構成中「O!Oi」の部分は、出所識別標識としての機能を果たしていると認められるから、この部分を要部として抽出し、この部分のみを他人の商標と比較して商標の類否を判断することが許されるというべきである。

(3) 本件商標の要部である「O!Oi」から、「オーオイ」又は「オーオーアイ」の称呼を生じ、他方、引用商標「OIOI」から「オーアイオーアイ」、「オイオイ」の称呼を生じ、「オーオーアイ」と「オーアイオーアイ」は、称呼上類似する商標である。

審判番号	本願商標	類	結論	適用条文と要旨
不服2023-005839		30,43	Y	商標法4条1項11号 【引用商標】 

<審決要旨>
請求人は、引用商標権者の支配下にあり、かつ、請求人が本願商標の登録を受けることについて引用商標権者が了承しているものと認められる。

(1) 請求人の法人税申告書別表2の「同族会社等の判定に関する明細書」の写し、「会社案内」等の写しによれば、請求人と引用商標権者の間に資本提携の関係があり、かつ、請求人の事業活動が事実上引用商標権者の支配下にあることが認められる。

(2) また、「陳述書」によれば、請求人が、本願商標の登録を受けることについて、引用商標権者が了承しているものと認められる。

(3) そうすると、請求人は、引用商標権者の支配下にあり、かつ、請求人が本願商標の登録を受けることについて引用商標権者が了承しているものと認められ、商標を使用する利便性及び需要者が商品の出所の誤認混同をすることにより不利益を被らないようにする必要性の双方を考慮すれば、本願商標は、商標法第4条第1項第11号に該当しないものと判断するのが相当である。